

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	健康増進法による健康増進事業に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
中野区は、区民健診に関する事務において特定個人情報の漏洩及びその他の事故を発生させないため厳重な管理体制をとり、個人のプライバシー等の保護を徹底することを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
中野区長

公表日
令和8年7月9日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	健康増進法による健康増進事業に関する事務
②事務の内容	健康増進法に定める健康診査、健(検)診事業である下記の検診及び検査に関する事務 ①肺がん検診 ②乳がん検診 ③胃がん検診 ④子宮頸がん検診 ⑤大腸がん検診 ⑥肝炎ウイルス検診 ⑦骨粗鬆症検診 ⑧歯周疾患検診
③対象人数	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	健診管理システム
②システムの機能	・健(検)診受診記録の登録・照会・整理・保管 ・健(検)診対象者の抽出 ・健(検)診受診券の発行・再発行業務
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()

システム2～5

システム2

①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	1. 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛番号」とを紐づけ、その情報を保管・管理する機能 2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会および情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能 3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領および当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能 4. 既存システム接続機能 中間サーバーと住民情報連携基盤システム、既存住基システムおよび既存業務システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能 5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能 6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能 7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能 8. セキュリティ管理機能 特定個人情報の暗号化及び復号機能と、鍵情報を管理する。 9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能 10. システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

健康増進事業における各種健(検)診ファイル

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	中野区に住民登録がある区民健診事業の対象となる者	
その必要性	健康増進事業の対象者の管理や受診情報の管理を目的とし、その目的達成に必要な範囲の特定個人情報保有を。	
④記録される項目	[10項目以上50項目未満]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [○] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [○] 連絡先(電話番号等) [] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [] 地方税関係情報 [○] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [○] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()	
	その妥当性	【識別情報】 ・個人番号、その他識別情報により自治体内で個人を特定するため。 【連絡先等情報】・通知業務に利用するため。 【業務関係情報】・健(検)診結果による事業対象者の判定や、加入資格情報による事業対象者の抽出を実施するため。
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成24年度より開始	
⑥事務担当部署	中野区 健康福祉部 保健企画課 区民健診係	

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☒ 評価実施機関内の他部署 (区民部戸籍住民課) ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☒ 地方公共団体・地方独立行政法人 (他自治体) ☐ 民間事業者 () ☐ その他 ()
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☒ 庁内連携システム ☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 ()
③使用目的 ※		住基情報及び住登外情報は日次で入手している。 生活保護情報は月次で入手している。
④使用の主体	使用部署	健康福祉部保健企画課
	使用者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		・東京都、国及び他自治体へ報告・健診(検診)情報を情報連携により照会・提供
	情報の突合	・氏名、住所、生年月日、年齢、性別等により突合する。
⑥使用開始日		令和4年6月1日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		☐ 委託する ☒ 委託しない (1) 件
委託事項1		・健診管理システムの運用保守・改修委託業務
①委託内容		・システム開発業者への健診管理システムの運用保守・改修委託業務
②委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		日本コンピューター株式会社
再委託	④再委託の有無 ※	☐ 再委託する ☒ 再委託しない 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		

委託事項16～20	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	☐ 提供を行っている () 件 ☐ 移転を行っている () 件 ☐ 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<中野区における措置> ・特定個人情報が記録されるデータベースは、厳重な入退出管理を行い、防犯カメラで利用状況の管理できる - 区画に設置されたサーバー内のストレージに保管され、物理的なアクセスを制限している。 ・サーバーやデータベースには、許可された者以外がアクセスできないよう、管理者による利用職員の管理とロ - グインの際の二要素認証システムを活用している。 ・届出書等の紙媒体については、施錠ができるキャビネットに保管している。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

<区民健診に関する記録項目(住民情報)>

整理番号、カナ氏名、漢字氏名、生年月日、年齢、性別、取消区分、郵便番号、住所、方書、世帯番号、世帯主氏名、世帯主カナ氏名、住登外区分、被災者区分、被災者徴収区分、送付除外区分、身障一級区分、個人課税区分、世帯課税区分、住基閲覧注意、転入前住所、転入前方書、転出後住所、転出後方書、最新異動区分、最新異動年月日、住民となった日、住民でなくなった日、住民異動区分、住民異動年月日、異動届出年月日

<区民健診に関する記録項目(健診結果情報)>

■胃がん検診一次検査結果情報

整理番号、年度、受診日、会場番号、受診医療機関管理番号、種別区分、受診区分、総合判定、精検情報、登録日、検査方法、自己負担区分、X線結果、フィルムNo.

■胃がんハイリスク診査一次検査結果情報

整理番号、年度、受診日、種別区分、受診区分、総合判定、精検情報、登録日、自己負担区分、PG-I、PG-II、PG-I/II比、ペプシノゲン検査結果、IgG抗体検査、IgG抗体検査結果

■大腸がん検診一次検査結果情報

整理番号、事業番号、年度、受診日、受診医療機関管理番号、種別区分、受診区分、総合判定、精検情報、登録日、自己負担区分、受診券区分(受診時)、1回目便潜血判定、2回目便潜血判定

■乳がん検診一次検査結果情報

整理番号、事業番号、年度、受診日、受診医療機関管理番号、種別区分、受診区分、総合判定、精検情報、登録日、実施区分、自己負担区分、受診券区分(受診時)、視触診検査結果登録日、視触診検査医療機関、視触診検査結果、乳房X線検査結果登録日、乳房X線検査医療機関、乳房X線検査読影機関、二重読影後カテゴリ判定(右)、二重読影後カテゴリ判定(左)、撮影日、フィルム番号、乳房X線検査判定、撮影方向

■子宮頸がん検診一次検査結果情報

整理番号、事業番号、年度、受診日、受診医療機関管理番号、種別区分、受診区分、総合判定、精検情報、登録日、自己負担区分、受診券区分(受診時)、医療機関結果登録日、医療機関、検査機関結果登録日、検査機関、頸がん検診結果、臨床診断、class分類、ベセスダシステム分類(標本の適否)、ベセスダシステム分類(細胞診判定)、体がん検診結果、体部判定(細胞診)

■成人歯科健診

整理番号、年度、受診日、受診医療機関管理番号、種別区分、受診区分、総合判定、精検情報、登録日、健全歯数、未処置歯数、処置歯数、現在歯数、喪失歯数、自己負担区分、だ液判定、咀嚼力判定、義歯の状況、要精検詳細、問診、ガム検査結果

■眼科健診

整理番号、事業番号、年度、受診日、受診医療機関管理番号、種別区分、受診区分、総合判定、精検情報、登録日、自己負担区分、矯正視力検査(右目)、矯正視力検査(左目)、屈折検査(右目)、屈折検査(左目)、精密眼圧検査(右目)、精密眼圧検査(左目)、細隙燈顕微鏡検査(前眼部)、精密眼底検査(右目)、精密眼底検査(左目)、所見

■肝炎ウイルス検査

整理番号、年度、受診日、受診医療機関管理番号、種別区分、受診区分、登録日、検査結果(C型)、検査結果(B型)

■胃がん検診精密検査結果情報

整理番号、登録日、受診区分、受診日、受診医療機関管理番号、精検判定、精密検査方法、所見内容、備考

■胃がんハイリスク診査精密検査結果情報

整理番号、登録日、受診区分、受診日、受診医療機関管理番号、精検判定、検査区分、精密検査方法、所見内容、備考

■大腸がん検診精密検査結果情報

整理番号、登録日、受診区分、受診日、受診医療機関管理番号、精検判定、精密検査方法、所見内容、備考

■乳がん検診精密検査結果情報

整理番号、登録日、受診区分、受診日、受診医療機関管理番号、精検判定、精密検査方法、組織診断、備考

■子宮頸がん検診精密検査結果情報

整理番号、登録日、受診区分、受診日、受診医療機関管理番号、精検判定、頸部登録日、頸部医療機関、HPV核酸同定検査、頸部細胞診検査、頸部組織検査、頸部その他検査、頸部精密検査結果、頸部所見内容、異形成、子宮頸がん、頸部備考、体部医療機関

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
健康増進事業における各種健(検)診ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	基本4情報、及びその他の住民関係情報の入手は、区住基システムに入力された情報を、庁内連携システムで取得する方法に限定されるため、対象者以外の情報を入手することはない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
・帳票については、特定個人情報の漏えい及び紛失を防止するため、区の規程により定められる期間、施錠して保管する。 ・健康管理システムを利用するためには指紋認証とパスワードによるログインが必要で、対象業務の職員以外にアクセス権限を与えていない。	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	システムを利用する職員を特定し、指紋認証及びパスワードによる二要素認証を実施する。認証後はシステムの権限設定機能により、そのユーザーがシステム上で利用可能な機能を制限することにより、不適切な方法での入手が行えない対策を実施する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	システムを利用する職員を特定し、指紋認証及びパスワードによる二要素認証を実施する。
その他の措置の内容	・人事異動等により権限変更が生じた場合には、データを随時更新している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
・個人情報保護や取扱いについて職員のセキュリティ意識を高めるため、区のセキュリティポリシー・事故事例や対応方法の解説等を行う情報セキュリティ研修の受講(年1回)と課内研修の参加(年1回)を全員に義務付けている。	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない	
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	個人情報の保護に関する法律、中野区個人情報の保護に関する条例及び同施行規則、並びに中野区情報安全対策基本方針に基づき、個人情報保護に関する遵守事項及び外部委託情報安全対策遵守事項を含む契約書の中で、特定個人情報を含む全てのデータについて以下のことを明記している。 ・業務上知り得た情報について、第三者に開示・提供・漏えいしてはならない。なお、本契約終了後も同様とする。 ・契約を履行するにあたり知り得た個人情報の漏えい、紛失、改ざん及び破損を防止するため、必要かつ適切な措置を講じなければならない。 ・中野区が提供した個人情報の内容を中野区が許可した範囲を超えて複写し、又は複製してはならない。 ・契約業務に従事する者に個人情報を取り扱わせる場合は、当該個人情報の安全管理が図られるよう、当該従事者に対する必要かつ適切な教育及び監督を行わなければならない。 ・事故が生じたときは直ちに中野区に対して連絡するとともに、遅滞なくその状況について書面により中野区に報告し、中野区の指示に従わなければならない。
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	・許可のない再委託を禁止している。・委託先と同等のリスク対策を実施する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○] 提供・移転しない
リスク：不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜中野区における措置＞ ・既存住記システムが接続する基幹系ネットワークのセグメントは、インターネットと接続可能な庁内ネットワークとは物理的に分離されており、相互の通信が行えないようになっている。 ・権限を有する職員のみが情報提供を行えるよう、使用者の認証および権限の認可の管理を厳格に行う。 ・中間サーバーへの処理要求ログを記録し、処理実施者および操作内容を把握する。 ・操作ログや認証ログなどのアクセスログを基に、権限外の職員による操作の有無や、不正な提供が無いことを適宜確認する。 ・情報照会処理が行える端末を制限するとともに、画面コピー操作やフォルダー共有、外部記憶媒体の接続を制限する。 ・操作端末から離れる際には、画面のロックもしくはログアウトを徹底する。 ・職員に対して特定個人情報の適切な取り扱いについて周知するとともに安全保護対策の遵守を徹底させる。 ・個人番号を取り扱う業務を委託する場合には、区は委託先を適切に管理するとともに、委託先に対し特定個人情報の取り扱いの徹底と厳格な安全保護措置の実施を義務付けることとする。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行っている。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リストを管理する機能。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク)等を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォームの事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜中野区における措置＞ 提供方式を情報提供ネットワークシステムによる提供に限定することで、誤った相手に提供してしまうリスクを軽減する。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞

- ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- ・情報連携においてのみ、符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応する。

＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞

- ・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
- ・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
- ・中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知

[十分に行っている]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている 2) 十分に行っている
3) 十分に行っていない

②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか

[発生なし]

＜選択肢＞

- 1) 発生あり 2) 発生なし

その内容

再発防止策の内容

—

その他の措置の内容

リスクへの対策は十分か

[十分である]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
2) 十分である
3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

＜中野区における措置＞

- ・特定個人情報等を保管するサーバーの設置場所では、入退室管理、防犯カメラによる監視を行っている。
- ・特定個人情報等を扱う職員が離席する際には、健診管理システムからログアウトし、画面ロックをかけるよう徹底している。
- ・特定個人情報等を媒体に保管する場合は、運用ルールを定め、遵守している。

8. 監査	
実施の有無	☒ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<中野区における措置> ・関係職員に対して、毎年必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残している。 ・各責任者に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させる研修を実施するとともに、その記録を残している。 ・委託事業者に対しては、個人情報保護に関する条項を含む契約を締結している。 ・違反行為を行った場合は、法の罰則規定により措置を講じる。なお、職員の場合はあわせて、地方公務員法及び中野区職員の懲戒に関する条例の規定に基づく措置を講じる。
10. その他のリスク対策	

Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号 164-0001 東京都中野区中野二丁目17番4号 中野区保健所 健康福祉部 保健企画課
②請求方法	中野区個人情報の保護に関する条例第28条に基づき、必要事項を記載した開示請求書を提出する。
③法令による特別の手続	中野区ホームページ上に、請求先、請求方法、請求書様式等を掲載している。
④個人情報ファイル簿への不記載等	-
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	郵便番号 164-0001 東京都中野区中野二丁目17番4号 中野区保健所 健康福祉部 保健企画課
②対応方法	問合せを受けた場合は、問合せ内容と対応経過について記録を残す。

Ⅴ 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和8年6月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	-
②実施日・期間	-
③主な意見の内容	-
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	-
②方法	-
③結果	-

(別添2)変更箇所

[illegible]